

議案第33号

(仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事の請負契約の一部を変更する契約を締結するについて

令和5年12月25日、議案第63号により、議会の議決を得た件について、変更の契約を締結するため、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

宇治市長 松村淳子

記

1 契約の目的

(仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事

2 元契約金額

5, 025, 055, 200円

3 今回の変更金額

344, 271, 400円 増額

4 変更後の契約金額

5, 369, 326, 600円

5 契約の相手方

東洋・田中健特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334番地

東洋建設株式会社 京滋営業所

所長 政安 誠三

構成員 宇治市小倉町新田島5番40

株式会社田中健建設工業

代表取締役 田中 崇一郎

## 6 工事場所

宇治市伊勢田町遊田 7 番地の 1

(提案理由)

宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。